

静岡市一般廃棄物収集運搬業者優良認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、一般廃棄物収集運搬業者の資質向上を図り、もって一般廃棄物収集運搬業の優良化及び事業者等における一般廃棄物の適正な処理の促進に資するため、一般廃棄物の収集又は運搬に関し優れた能力及び実績を有する一般廃棄物収集運搬業者を認定する事業を実施するものとし、その実施に関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(認定の対象)

第2条 認定の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 過去2年間において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項又は第7条の2第1項の規定により市長の許可を受けた者であって、当該許可に係る事業を実施しなかった月が2月以上ないこと。
- (2) 直前の5年間において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第9条の3第1号イからハマまでに規定する不利益処分を受けていないこと。
- (3) 直前の2年間において、法に違反する行為をしていないこと（前号に規定する場合を除く。）。
- (4) 省令第9条の3第8号に規定する法人税等の滞納がないこと。
- (5) 法人にあつては、直前2年の各事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（以下「自己資本比率」という。）が0以上であること。
- (6) 法人にあつては、次のア又はイのいずれかの基準に該当すること。
 - ア 直前2年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10パーセント以上であること。
 - イ 前事業年度における損益計算書上の営業利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額が0を超えること。
- (7) 法人にあつては、直前2年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に、当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均額が0を超えること。
- (8) 静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例（平成15年静岡市条例第177号）第13条第2項第2号に掲げる手数料の滞納がないこと。
- (9) 過去5年間に、第7条の規定による優良認定の取消しを受けていないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件を満たすこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、認定の対象としない。

(1) 事業活動に伴う一般廃棄物の収集及び運搬を行わない者

(2) 一般廃棄物の運搬のみを行う者

(認定の申請等)

第3条 次条第1項の規定による認定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、一般廃棄物収集運搬業者優良認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可証の写し

(2) 評価項目適合申告書（様式第2号）

(3) 誓約書（様式第3号）

(4) 直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(認定の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、現地調査を行い、第2条に規定する要件を満たすと認めるときは、一般廃棄物の収集又は運搬に関し優れた能力及び実績を有する者として認定するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定をしたときは、一般廃棄物収集運搬業者優良認定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとし、別に定める認定用マグネットを交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、認定しないときは、一般廃棄物収集運搬業者優良不認定通知書（様式第5号）を申請者に通知するものとする。

4 第1項の規定による認定の有効期間は、法第7条第3項に規定する許可の有効期間の満了の日（許可の更新があった場合にあつては、その許可の有効期間の満了の日）までとする。

(認定用マグネットの掲示)

第5条 前条第1項の規定による認定を受けた事業者（以下「優良認定事業者」という。）は、同項の規定により交付された認定用マグネットを別に定める方法により掲示するものとする。

(認定の更新等)

第6条 優良認定事業者は、認定の更新を受けようとするときは、当該認定の有効期間の満了する日までに、一般廃棄物収集運搬業者優良認定更新申請書（様式第1号）に第3条各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の更新の申請があった場合において、認定の有効期間の満了の日までにその申請に対する審査の結果が通知されないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後も当該審査の結果が通知されるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、現地調査を行い、認定を更新したときは、一般廃棄物収集運搬業者優良認定更新通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による審査の結果、認定を更新しないときは、一般廃棄物収集運搬業者優良不認定通知書（様式第5号）を申請者に通知するものとする。
- 5 第4条第4項の規定は、認定の更新について準用する。

（認定の取消し等）

第7条 市長は、優良認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その認定を取り消し、認定用マグネットの返還を求めることができる。

- （1）第2条第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- （2）虚偽の申請により認定を受けたとき。
- （3）第9条の規定により認定を辞退したとき。
- （4）前3号に掲げるもののほか、認定することが適当でないと市長が認めたとき。

（公表）

第8条 市長は、優良認定事業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）、住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）、電話番号、業務の内容及び取り扱う一般廃棄物の種類を記載した名簿を公表するものとする。

（辞退）

第9条 優良認定事業者は、認定を辞退しようとするときは、一般廃棄物収集運搬業者優良認定辞退申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月24日から施行する。

様式第1号（第3条、第6条関係）

一般廃棄物収集運搬業者優良認定（更新）申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住 所 } 法人にあつては、その主たる事
務所の所在地

申請者 氏 名 } 法人にあつては、その名称及び
代表者の氏名

電話番号

認定（認定の更新）を受けたいので、静岡市一般廃棄物収集運搬業者優良認定制度実施要綱第3条（第6条第1項）の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 一般廃棄物収集運搬業の許可年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

2 過去2年間において、一般廃棄物収集運搬業の許可に係る事業を実施しなかった月数
月

3 添付書類

- （1）一般廃棄物収集運搬業許可証の写し
- （2）評価項目適合申告書（様式第2号）
- （3）誓約書（様式第3号）
- （4）直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の写し

様式第2号（第3条関係）

評価項目適合申告書

- 適合する項目にチェックを入れてください。
- 必須項目は必ずチェックが必要です。評価区分1及び3については、各区分で選択項目の半数以上のチェックが必要です。

①評価区分1：環境保全・安全対策の取組み

NO.	評価項目	チェック	必須	選択
(1)	日常業務、廃棄物の処理に関しての作業マニュアルを作成し、社内で共有している。			※
(2)	廃棄物の処理や法令に関して全従業員への社内研修・教育に取り組んでいる。			※
(3)	社内で廃棄物の排出抑制、再利用に取り組んでいる。			※
(4)	行政や民間主催の廃棄物や環境に関する研修会に参加している（2年に1回以上）。			※
(5)	温室効果ガスの排出抑制に向け、エコドライブ等運転方法の配慮を励行している。			※
(6)	洗車排水は、適切に処理している。			※
(7)	収集運搬車や社用車にハイブリット車、低燃費車、低排出ガス認定車、電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車等の低公害車への切り替えに取り組んでいる。			※
(8)	デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー等エコドライブ・安全対策関連機器を導入している。			※
(9)	施設（車両）の保守点検表を整備し、日々点検をしている。		※	
(10)	飲酒運転を防止するための対策を講じている。		※	
(11)	事故防止及び事故発生時における対応マニュアルを作成し、社員研修を実施している。		※	
(12)	エコアクション21又はISO14001を導入している。		※	

②評価区分2：廃棄物処理に関する啓発活動

NO.	評価項目	チェック	必須	選択
(1)	排出事業者向けに分別や排出抑制の指導や助言を行っている。		※	

③評価区分3：地域活動・地域貢献等

NO.	評価項目	チェック	必須	選択
(1)	清掃活動への参加等、地域ボランティアを行っている。			※
(2)	市民、事業者からの通報に対する対応マニュアルがある。		※	
(3)	高齢者又は障がい者を積極的に雇用している。			※
(4)	主たる事務所又は事業場が所在している行政区域内から従業員を雇用している。			※
(5)	災害時等におけるBCP（事業継続計画）又はこれに準ずる対応マニュアルを策定している。		※	
(6)	静岡市と災害廃棄物処理に関する協定を締結している（加盟している組合が締結している場合を含む。）。		※	
(7)	敷地内や事務所の壁面、屋上等、緑化に配慮した取組みを行っている。			※

④評価区分4：事業の透明性・遵法性

NO.	評価項目	チェック	必須	選択
(1)	役員の氏名、資本金や事業計画の概要、許可証の写し等、会社情報や許可内容に関する情報を求めに応じて提供できる体制がある。		※	
(2)	運搬車両の種類、数量、低公害車の導入状況に関する情報を求めに応じて提供できる体制がある。		※	
(3)	過去2年間の一般廃棄物の運搬量についての情報を求めに応じて提供できる体制がある。		※	
(4)	直前2年の各事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）を求めに応じて提供できる体制がある。		※	
(5)	収集運搬料金に関して、料金表、料金算定式、個別見積等の料金提示方法を求めに応じて提供できる体制がある。		※	
(6)	過去2年間に於いて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例等に規定された各種届出書、報告書の提出遅延がない（正当な理由がある場合を除く。）。		※	

様式第3号（第3条関係）

誓約書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住 所 〔 法人にあつては、その主たる事
務所の所在地 〕

誓約者 氏 名 〔 法人にあつては、その名称及び
代表者の氏名 〕

電話番号

私（当社）は、 年 月 日から 年 月 日までの間（※1）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3第1号イからハまでに規定する不利益処分を受けていないことを誓約します。

また、 年 月 日から 年 月 日までの間（※2）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する行為をしていないことを誓約します。

※1 直前の5年 ※2 直前の2年

様式第4号（第4条、第6条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

一般廃棄物収集運搬業者優良認定（更新）通知書

年 月 日付けで申請のあった認定（認定の更新）については、次のとおり認定したので、静岡市一般廃棄物収集運搬業者優良認定制度実施要綱第4条第2項（第6条第3項）の規定により通知します。

1 認定日 年 月 日

2 認定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 一般廃棄物収集運搬業許可番号 第 号

様式第5号（第4条、第6条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

一般廃棄物収集運搬業者優良不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった認定（認定の更新）については、静岡市一般廃棄物収集運搬業者優良認定制度実施要綱第4条第3項（第6条第4項）の規定により、認定（認定を更新）しないため、通知します。

不認定の理由

様式第6号（第9条関係）

一般廃棄物収集運搬業者優良認定辞退申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住 所 〔 法人にあっては、その主たる事
務所の所在地 〕

申請者 氏 名 〔 法人にあっては、その名称及び
代表者の氏名 〕

電話番号

認定を辞退したいので、静岡市一般廃棄物収集運搬業者優良認定制度実施要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

1 認定日 年 月 日

2 辞退の事由